

2013年12月13日制定

## 学術講演会運営要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、中央大学の学術研究の成果を社会に還元することを目的に開催する公開の講演会（以下、学術講演会）の運営にあたり、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語は各号の通り定義する。

#### (1) 団体

複数名で組織され、学術講演会を運営する機能を有している集団

#### (2) 運営

申請、物品準備、講師や本学との調整、広報、当日対応、会計、報告等、講演会実施に関する諸活動

#### (3) 一般市民

居住地に関わらず、学術講演会を運営する団体に所属していない者

### (実施団体・手続き)

第3条 学術講演会の開催を希望する団体は、中央大学の学術研究の成果を活かし、当該団体の活動目的を果たすことができる。

2 学術講演会の開催を希望する団体は、原則として開催の2ヶ月前までに、本学が定める手続きに従って申請しなければならない。

3 中央大学は、実施団体からの申請に基づき、学術講演会の運営の可否を判断する。

4 申請内容が以下に該当する場合は、学術講演会の運営を認めない。また、申請後に各号に該当した場合も同様とする。

(1) 講演会を一般市民に周知しない、または講演会に一般市民の自由参加を認めない場合

(2) 実施計画において、来場者数の見込みが著しく少ない場合

(3) 専ら政治活動、宗教活動を目的としている団体の場合

(4) 学術講演会の運営を通じ、営利活動を行うことを目的としている場合

(5) 暴力団ならびに反社会的行為を行う団体、またはその所属員が所属する団体の場合

(6) 公序良俗に反する団体の場合

(7) その他、講演会の運営体制が整っていないと中央大学が判断した場合

5 中央大学は、申請内容等について、必要に応じ追加の資料を求める等の調査を行うことができる。

### (学術講演会の運営)

第4条 学術講演会の運営は、中央大学と、学術講演会の運営を認められた団体（以下、運営団体）

が共同でこれを行う。

2 運営団体は、学術講演会の運営にあたり、この要項ならびに本学が別に定める手続きを遵守するものとする。

3 学術講演会の講師は、中央大学の専任教員とする。

4 運営団体は、学術講演会の運営にあたり、中央大学の支援を受けている旨を明示しなければならない。

5 運営団体は、学術講演会の運営にあたり、来場者から費用を徴収してはならない。

(中止の指示)

第5条 中央大学は、学術講演会を運営する中で、運営団体が第3条第4項各号のいずれかに該当すると認めた場合、直ちに、当該運営団体が行う学術講演会を中止することができる。この場合、開催までに発生した費用ならびに中止になったことに対して生じた第三者への弁済等の一切については、当該運営団体が負うものとする。

(学術講演会への補助)

第6条 中央大学は、運営団体の求めに応じ、予算の範囲内で、学術講演会の運営にかかる費用の一部を補助することができるものとする。ただし、同一団体に対する補助は、同一年度に1回限りとする。

2 講師への謝礼、交通費、宿泊費および手当は中央大学が負担するものとし、運営団体が重ねて支払うことはできない。

3 運営団体への補助の金額は、別に定める。

(実績報告の時期等)

第7条 運営団体は、学術講演会の実施後、次に掲げる日までに実施報告および収支報告（費用の補助に残額が生じた場合はその返金を含む）を行わなければならない。

(1) 実施の場合 実施した日から60日を経過する日

(2) 中止の場合 中止を決定し周知した日から60日を経過する日

(雑則)

第8条 学術講演会の運営に関する個人情報の取り扱いについては、中央大学個人情報保護方針に基づき、適切に保護管理するものとする。

第9条 この要項に定めがない事項、またはこの要項に疑義が生じた場合は、中央大学と運営団体が協議の上、真摯に対応するものとする。